奈良県立大学附属高等学校 オンライン英会話レッスン実施業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

奈良県立大学附属高等学校では、外国語活動や英語科の授業において生徒が獲得した技能・知識をもとに思考・判断し、自らの考えを英語で表現し他者に伝えるための力を身につけさせることを目的としてオンライン英会話レッスンを実施する。

本要領は、「奈良県立大学附属高等学校 オンライン英会話レッスン実施業務」を委託 する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定める。

2. 委託業務の概要

(1)業務名

「奈良県立大学附属高等学校 オンライン英会話レッスン実施業務」

(2)業務目的

公告「1. (2) 目的」に示すとおり。

(3)委託内容

仕様書に示すとおり。

- (4) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費 提案者の負担とする。
- (5)委託上限額

公告「1.(3)委託上限額」に示すとおり。

(6)委託期間

公告「1. (5) 委託期間」に示すとおり。

3. 企画提案への参加資格

提案者は、公告「2.参加資格」を満たすこと。

4. 各種様式等の入手方法

令和6年4月11日(木)から令和6年5月17日(金)17時までの間に、奈良県立大学ホームページの「調達情報」よりダウンロードすること。

https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/

5. 質問等の受付

質問がある場合は、令和6年4月18日(木)17時までに質問票(様式A)を「15.担当部署」に記載の連絡先へEメールで送付すること。送付後は、電話で受信確認の連絡をすること。なお、電話、口頭での質問は受け付けない。

回答は、令和6年4月22日(月)までに奈良県立大学ホームページの「調達情報」 に掲載する。

6. 参加申込

(1)参加資格確認にかかる書類の提出

企画提案への参加を希望する者は、令和6年4月24日(水)から令和6年5月1日(水)17時まで(必着)に担当部署へ①~③の書類を簡易書留で郵送すること。なお、提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等の指示がある場合は、調整期日である令和6年5月8日(水)17時までに再提出すること。

- ①企画提案参加資格確認申請書兼誓約書(様式1)
- ②契約履行実績報告書(様式2)

様式2の内容が具体的に確認できる書類を添付すること。(契約書の写し等)

③都道府県の競争入札参加資格者名簿に登載されていることを証明する書類 奈良県以外の都道府県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者のみ提出す ること。(登録証、名簿の写し等)

(2) 企画提案者の選定

審査の結果、参加資格を満たしていると判断された事業者には、企画提案者に選定された旨を、参加資格を満たしていないと判断された事業者には、非選定の旨及び理由を、令和6年5月10日(金)までに電話連絡のうえ、書面により通知する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案者に選定された者は、令和6年5月13日(月)から令和6年5月17日(金) 17時まで(必着)に担当部署へ次の書類を簡易書留で郵送すること。

- ①企画提案書(様式3)
- ②企画書(様式4①、4②、4③、4④)
- ③業務実施体制書(様式5①、5②、5③)
- ④見積書(様式任意)
 - ・内訳の詳細、積算根拠を記載すること。
- ⑤事業者概要(様式任意、パンフレット可)

(2) 作成方法

- ①提出書類は、原則『A4版、フォントサイズ 10.5 ポイント以上、横書き、長辺綴じ』で作成し、上記(1)②企画書及び③業務実施体制書は、表紙及び目次を除き、合わせて30ページ以内とする。
- ②文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。

(3) 部数

提出書類のうち、正本として提出物①~⑤を1部、副本として提出物②~⑤を3部 提出すること。なお、企画提案者名については、正本のみ記載することとし、副本に は提案者名を判読できるような記載をしないこと。

8. 選考方法

(1)一次審査(書類審査)

企画提案者に選定された者が4社以上の場合、「奈良県立大学附属高等学校 オンライン英会話レッスン実施業務企画提案評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)において企画提案書の一次審査を行い、第二次審査のプレゼンテーション対象者として3社程度までを選定し、令和6年5月24日(金)までに電話により通知する。企画提案者に選定された者が3社以内であれば一次審査は行わない。

一次審査では、別添評価基準表 $\langle 5 \rangle \sim \langle 7 \rangle$ の実施体制に関する項目と $\langle 8 \rangle$ の見積価格に関する項目について審査する。

- (2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) 評価委員会において、プレゼンテーション審査を実施する。
 - ① 日程 令和6年5月28日(火)10時~12時
 - ②場所 奈良県立大学
 - ③留意事項
 - ・時間は1参加者あたり25分程度とする。(プレゼンテーション15分、ヒアリング10分)
 - ・プレゼンテーションは企画提案書郵送時の書類到着順に行う。
 - ・プレゼンテーションに参加できる人数は3人までとする。
 - ・プレゼンテーションにおいてパソコンを使用する場合は各自持参すること。
 - ・プレゼンテーションにおいて企画提案書に記載のない新たな提案や、提案の修正を 行わないこと。

9. 企画書等の評価

(1) 評価方法

企画書(様式4)等の評価は、評価委員会にて行い、各委員の採点結果の合計点数を 提案者の得点とする。

(2) 評価基準

評価は、別添「評価基準表」によるものとする。

10. 最優秀提案者の選定及び通知

上記9により最も高い得点を獲得したものを最優秀提案者として選定し、契約を行 う。ただし、合計点数の6割以上の得点を獲得しなければ最優秀提案者となれない ものとする。

選定結果については、令和6年5月30日(木)までに通知する。

なお、選定経過等に関する問合せには一切応じない。

11. 契約保証金

公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条の定めるところによるものとし、同条 第2項に該当の場合は免除する。

12. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとし、次点候補者と契約することとする。ただし、次点候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しない。

- (1)役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員 が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3)役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び(4) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に 非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本法人が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本法人に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除する場合がある。この場合、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、12中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

14. その他

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。ただし、本企画提案に係る審査以外に使用

しない。

- (2) 提出された企画提案書等を、本法人に無断で他に使用することを禁止する。
- (3) 同一の事業者から複数の企画提案書等の提出があった場合は失格とする。
- (4) 企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、奈良県情報公開条例(平成13年3月30日奈良県条例第38号)に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提案書の提出者が1者であった場合は、選定基準による合計得点が6割を超えていることを条件とし、評価委員会において契約の相手方として適当と認められたものを契約の相手方とする。
- (7) 委託業務の協議事項や進め方については、本法人の指示に従うものとする。
- (8) その他定めのない事項については、公立大学法人奈良県立大学の諸規程、奈良県個人情報保護条例その他関係法令等に従うものとする。

15. 担当部署(提出及び問合せ先)

〒630-8258 奈良市船橋町10番地 奈良県立大学事務局 附属学校室 電話 0742-22-4978 (内線 106) メール fuzoku-gakkoshitsu@narapu.ac.jp

別 添

評価基準表

評価項目	審査対象となる 提出物	配点
レッスン内容に関する項目		
〈1〉生徒の学習能力、習熟度に応じた対応が見込めるか。	様式4①	15点
<2>継続性のある学習が見込めるか。	様式4②	15点
<3>学習に必要なソフトが備わっており、その操作はわかりやすいか。	様式4③	15点
〈4〉仕様外の有用と思われる追加提案があるか。(独自性)	様式4④	10点
小計	5 5 点	
実施体制に関する項目		
〈5〉業務を実施できる人員及び体制が整っているか。	様式5①	10点
<6>システムトラブル発生時のサポート体制が整っているか。	様式5②	10点
<7>講師が、日本語を母語とする生徒への英語教授法について、十分な知見を有することが見込めるか。	様式5③	15点
小計	35点	
見積価格に関する項目		
〈8〉業務を実施するうえで見積価格が妥当であるか。	見積書	10点
小 計	10点	
合 計	100点	